第十六章の次に次の一章を加える。

第十七章　離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準

（離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準）

第二百十九条　離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるものであって、障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおける生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当生活介護」という。）、児童デイサービスに係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当児童デイサービス」という。）、自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を除く。）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）又は就労継続支援Ｂ型に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当就労継続支援Ｂ型」という。）（以下「特定基準該当障害福祉サービス」と総称する。）の事業のうち二以上の事業を一体的に行う事業者（以下「特定基準該当障害福祉サービス事業者」という。）が当該特定基準該当障害福祉サービスの事業に関して満たすべき基準は、次条から第二百二十三条までに定めるところによる。

（従業者の員数）

第二百二十条　特定基準該当障害福祉サービス事業者が特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所（以下この章において「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一　医師　利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数（特定基準該当生活介護を提供する事業所に限る。）

二　看護職員　一以上（特定基準該当生活介護又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所に限る。）

三　理学療法士又は作業療法士　一以上（特定基準該当生活介護を提供する事業所における利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所に限る。）

四　生活支援員　常勤換算方法で、イに掲げる利用者の数を六で除して得た数、ロに掲げる利用者の数を五で除して得た数及びハに掲げる利用者の数を十で除して得た数の合計数以上

イ　特定基準該当生活介護、特定基準該当自立訓練（機能訓練）及び特定基準該当自立訓練（生活訓練）の利用者

ロ　特定基準該当児童デイサービスの利用者

ハ　特定基準該当就労継続支援Ｂ型の利用者

五　職業指導員　一以上（特定基準該当就労継続支援Ｂ型を提供する事業所に限る。）

六　サービス管理責任者　一以上

2　前項第三号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所を除く。）は、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

3　第一項第四号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

4　第一項第六号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

（管理者）

第二百二十一条　特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の職務に従事させることができるものとする。

（利用定員）

第二百二十二条　特定基準該当障害福祉サービス事業所の利用定員は、その利用定員を十人以上とする。

（準用）

第二百二十三条　第九条から第十二条まで、第十四条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条第二項、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十七条から第五十九条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十五条、第八十一条、第八十九条（第十号を除く。）及び第九十二条の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する第八十九条」と、第十五条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第二十条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第二百二十三条第二項において準用する第八十二条第二項及び第三項、第二百二十三条第三項、第二百二十三条第四項及び第六項において準用する第百五十九条第二項及び第三項並びに第二百二十三条第五項において準用する第百七十条第二項及び第三項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第二百二十三条第二項において準用する第八十二条第二項、第二百二十三条第三項において準用する第百一条第二項、第二百二十三条第四項及び第六項において準用する第百五十九条第二項並びに第二百二十三条第五項において準用する第百七十条第二項」と、第三十六条第三項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第四十一条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「六月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあっては、三月）」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条第一項」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する第五十八条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と読み替えるものとする。

2　第六十条、第七十三条、第七十四条、第七十七条、第八十二条（第一項を除く。）、第八十三条（第五項を除く。）、第八十四条から第八十八条まで、第九十条及び第九十一条の規定は、特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第七十三条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第七十七条中「生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第八十二条中「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第八十三条第六項及び第八十六条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第八十八条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第九十条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

3　第二十九条、第九十六条、第百一条（第一項を除く。）及び第百六条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当児童デイサービスの事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第二十九条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第九十六条中「児童デイサービスに係る指定障害福祉サービス（以下「指定児童デイサービス」という。）」とあるのは「特定基準該当児童デイサービス」と、第百一条中「指定児童デイサービス」とあるのは「特定基準該当児童デイサービス」と、第百六条第二項中「指定児童デイサービス事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。